

## 平成25年度における海上保安庁が達成すべき目標に対する実績評価（概要）

### 【1. 海洋権益の保全】

平成25年度具体的な目標	平成25年度実績	平成25年度評定
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管轄海域の監視体制の強化により、今後発生しうる我が国領海等への外国船舶の接近・侵入、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による海洋調査活動等の主権侵害行為等に厳正に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 尖閣諸島周辺海域においては、巡視船により、中国公船に対して領海に侵入しないよう警告するとともに、警告にもかかわらず領海に侵入した場合には、直ちに領海から退去するよう要求するなどし、領海外へ退去させている。</li> <li>◆ 尖閣諸島周辺の領海警備のための専従体制の整備を推進した。（増員306人、巡視船10隻の整備（継続）及びヘリ搭載型巡視船1隻の延命・機能向上（継続））</li> <li>◆ 我が国周辺海域における、外国船舶による我が国の同意を得ない調査活動等を早期に発見・対応できるよう、巡視船艇や航空機による警戒監視を行い、これらを確認した場合には、関係省庁へ情報提供を行うとともに、無線を通じた中止要求等を実施した。</li> </ul>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>

### 【2. 海上における治安の確保】

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数は0件であった。</li> </ul>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------

### 【3. 海難の救助】

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要救助海難に対する救助率を95%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成25年の要救助海難に対する全体の救助率（要救助者に対する救助成功者の割合）は96%であった。</li> </ul>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を平成27年までに85%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成25年の海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率は78%であった。</li> </ul>	<p>目標達成には一層の努力が必要である。</p>

#### 【4. 海上交通の安全確保】

<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0件とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港）において航路を閉塞するような大規模海難の発生件数は0件であった。</li> </ul>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国周辺で発生する海難隻数について、平成27年までに、平成18年～22年の年平均実績（実績値2,473隻）に比べ約1割削減する。（目標値2,220隻以下）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成25年の我が国周辺で発生した海難隻数は2,285隻であった。</li> </ul>	<p>目標達成には一層の努力が必要である。</p>

#### 【5. 海上防災・海洋環境の保全】

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 油や有害液体物質の流出に伴う海上災害、原子力災害及び自然災害の発生に備え、災害即応能力の強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成25年度に、災害対応能力を強化した1,000トン型巡視船2隻及び大型巡視艇6隻を配備した。</li> <li>◆ 現場で対応にあたる職員に対し、海上火災や有害液体物質排出への対処等に関する研修・訓練を実施した。</li> <li>◆ 地方自治体、漁業協同組合、港湾関係者等で構成する協議会等を全国各地に設置し、迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を実施した。</li> </ul>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来発生が予想される大規模地震・津波災害を見据えて、震災対応能力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成25年度に、災害対応能力を強化した1,000トン型巡視船2隻及び大型巡視艇6隻を配備した。（再掲）</li> <li>◆ 東日本大震災の教訓を踏まえた迅速な対応勢力の投入や非常時における円滑な通信体制の確保等を念頭に置いた関係機関との防災訓練を実施した。</li> <li>◆ 自然災害に備えた関係機関との合同訓練を平成25年は234回実施した。</li> <li>◆ 航路標識の耐震・耐波浪補強や自立型電源化（太陽電池化）による防災対策を推進した。</li> </ul>	

【6. 海象の観測等】

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図15図すべてについて、平成27年度までに海図情報の更新を終えることとし、平成25年度は10図について改版・補正により情報の更新を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 追加調査の実施等により刊行計画に変更が生じたため、10図のうち8図（八戸港、石巻港、仙台塩釜港塩釜、仙台塩釜港仙台、相馬港、日立港、常陸那珂港、鹿島港）について改版・補正により情報の更新を実施した。関連して、英語版海図4図（八戸港、仙台塩釜港塩釜、仙台塩釜港仙台、鹿島港）についても改版・補正により情報の更新を実施した。</li> </ul>	<p>目標は達成されておらず一層の努力が必要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震・火山噴火の発生する可能性の高い場所や時期の予測に資する基礎情報整備のため、平成25年度は巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層と日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ プレート境界域の空白域であった「南海トラフ」における断層に係る調査を実施するとともに、「小笠原諸島の硫黄島付近北部海域」における海域火山に係る基礎情報調査を実施し、情報の空白区域が減少した。</li> </ul>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>